

高自考国际商务日语专业考试用书



新编国际商务 日语实务

张正立 主编

南京大学出版社

高自考国际商务日语专业考试用书

新编国际商务日语实务

主 编 张正立

副主编 杨文江

南开大学出版社

图书在版编目(CIP)数据

新编国际商务日语实务 / 张正立, 杨文江编著. — 天津: 南开大学出版社, 2003. 10

(21 世纪高校日语专业系列教材)

ISBN 7-310-01943-1

I. 新... II. ①张... ②杨... III. 国际贸易—日语—高等学校—教材 IV. H36

中国版本图书馆 CIP 数据核字(2003)第 050239 号

出版发行 南开大学出版社

地址: 天津市南开区卫津路 94 号 邮编: 300071

营销部电话: (022)23508339 23500755

营销部传真: (022)23508542

邮购部电话: (022)23502200

出版人 肖占鹏

承印 南开大学印刷厂印刷

经销 全国各地新华书店

版次 2003 年 10 月第 1 版

印次 2003 年 10 月第 1 次印刷

开本 880mm×1230mm 1/32

印张 10.125

字数 286 千字

印数 1—5000

定价 15.00 元

前 言

鉴于我国加入 WTO 后经贸形势的迅猛发展,我们在十多年的教学经验基础上,选编了这本《新编国际商务日语实务》。

我们编选的指导思想是,既注重国际商务的基本知识,又兼顾日语语言知识,使学生学过本教材后,能够获得熟悉情况、掌握知识两方面的收益。在国际商务基本知识方面,我们以日本进出口业务为中心,从介绍日本进出口的有关规定开始,按进出口业务的流程,依次叙述发现客户、资信调查、贸易条件、签约前的过程、合同文范例、海上运送、提单、报关、装船、海上保险、外汇及外汇汇率、结算方式、信用证、中间贸易、成套设备出口、索赔等这些国际商务活动中必备的基本专业知识,内容力求完整、系统、科学,语言力求通俗易懂,材料力求新颖、实用、跟上时代前进的步伐。在日语语言知识方面,我们除对课文中出现的语法、句型进行解释外,还有单词注释,并对每课附上参考译文。为巩固每课内容,还围绕课文编选了多种练习,书后附有答案,并附一份综合模拟试题。

本教材既可作课堂使用,又可供专业人员自学使用,适合大本、大专(含高自考生)的国际贸易专业的学生以及广大日语爱好者使用。如课堂教学,宜作专业教材或阅读(泛读)使用。从本专业及语言培训的角度来说,还应有外贸函电(日语或日英对照)和外贸会话与之相配,方能成为一个互为补充的整体。好在我院已对函电与会话单独设课,另编教材。望使用本教材者注意这一点。

由于编者水平有限,经验不足,书中肯定会有这样那样的缺点与不足,敬希各位同行、专家及广大读者不吝赐教。

编 者

2003 年 6 月

于南开大学外国语学院

目 录

第一課	輸出入の規制	1
第二課	取引先の発見と信用調査	14
第三課	貿易条件	26
第四課	契約成立までの経過	38
第五課	契約書および一般取引条件	50
第六課	契約書文例	62
第七課	海上運送	74
第八課	船荷証券	87
第九課	輸出通関と船積み	98
第十課	海上保険	109
第十一課	外国為替および外国為替相場	120
第十二課	輸出入代金の決済および書類	131
第十三課	信用状なしの決済手段	142
第十四課	D/P・D/A 取引	152
第十五課	信用状	163
第十六課	仲介貿易	174
第十七課	プラント輸出	184
第十八課	クレーム	195
模拟综合试题		206
课文译文		210
练习、模拟综合试题答案		267
总词汇表		295
参考文献		316

第一課 輸出入の規制

国際貿易の取引も、国内取引と同様に、簡単な取引から、高度のノーハウとテクニックを要するまで、さまざまな内容と形態のものがある。

貿易実務についてのノーハウ、そのすべてを知らなければ貿易ができないというものではないが、取引をどのように進めるかによって、必要とされる知識や方法も変わってくる。

国際貿易を志すものにとって、最小限、信用取引についての知識は欠かせない。輸出に要するさまざまなコスト、採算についての知識も、当然必要になるものである。

国際貿易の当事者として、以下の必要知識を知っていることが大切である。それは商品調査、市場調査、企業信用調査、相手国信用調査、輸出入の基本知識、輸出入コスト（採算）調査、契約事項、継続性、資金企画、製品検査、海上保険、運送手段、運送危険品調査、貿易条件、輸出入許認可制度、輸入関税などの諸税、取引通貨、為替予約、商品取引、貿易保険、仲介貿易、銀行の与信度、契約履行などである。

国際貿易の基本知識について、まず、日本の輸出入に関する規制を知らなければならない。輸出も輸入も「原則自由」である。通常、外為法と呼ばれている「外国為替及び外国貿易管理法」も、法の目的として「外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし…」と示している。だが、それにつづいて、「対外取引

に対し必要最小限の管理または調整を行う…」とも記している。次の輸出品目や事例が、どのように規制に関わるかを示したものである。

1. 輸出規制

- ① 法による輸出規制ではないが、運送危険物に該当しないかどうか検討することも大切である。
- ② デザイン認定と輸出検査のどちらも必要な場合もある(このように二つ以上の承認などを要する場合もある)。
- ③ 「シガレット・ライター」などは、輸出取引の承認を要する。
- ④ 特殊決済による場合も、輸出の承認が必要である。
- ⑤ 電子機器や繊維製品などのように、輸出の許可、承認が必要なものが多い。
- ⑥ 食糧管理法や文化財保護法などによって、政府の許可を要するものもある。
- ⑦ 郵便や携帯などによる五百万円以下の輸出(輸出許可・承認を要する品目をのぞく)は輸出報告書や輸出申告書も不要で、通関手続きが簡易化されている。
- ⑧ 五百万円以下であれば、輸出報告書も不要である。

輸出許可・承認を要するもの

「輸出許可・承認申請書」により通産大臣宛てに申請し、次のように許可・承認を得なければならない。

① 特定貨物

イ、戦略物資……共産圏諸国への輸出統制を定めたコムの商品リストにより輸出の規制を行っている品目(兵器、高精度の工作機械、電子機器等)

ロ、国内需給物資……米、石油等

ハ、輸出秩序維持物資……繊維、軽機械等

ニ、国際協定等による規制物資……絶滅のおそれのある動物、植物等

ホ、輸出禁制品……麻薬、国宝、仕向国の工業所有権侵害貨物等

以上いずれも申請書には定められた書類の添付を要する。

② 特定仕向地……特定仕向地に指定されている仕向地への輸出については輸出承認が必要である。通常、特定仕向地として指定されている仕向地は、存在していない場合が多い。

③ 委託加工貿易契約……繊維、皮革の加工原材料を外国に委託し、特定の加工をさせる場合。

④ 特殊決済方法

イ、勘定の借記及び交互計算により決済する場合

ロ、貨物の輸出申告の日前2年(設備等の輸出にあつては3年)を超えて前受金を受領する場合

ハ、貨物の船積みの日から2年を超えて輸出貨物代金を受領する場合

ニ、日本円(いわゆる普通円)や日本円表示の小切手・約束手形により輸出貨物代金を受領する場合

ホ、輸出貨物代金を輸出の相手方に対する債務と相殺する場合

ヘ、輸出者のために、他の居住者が輸出者に貨物代金を支払う場合

ト、繊維、繊維製品、雑貨類を東南アジア諸国、アメリカ合衆国等19の地域へ輸出する場合に、後払い送金、D/P・D/A決済及びL/C決済であっても船積みの1年以降に貨物代金を受領する場合

申告書の提出先は、通産省本省、または通産局、もしくは税関。申請の内容によって申請の受付所管が異なっている。

2. 輸入規制

輸入も、輸出と同じように、外為法のもとに「原則自由」であるが、同法や国内関係法、貿易関係政令、省令によって、さまざまに規制されている。

貿易関係法による輸入規制はどうなっているか。

① 関税定率法により輸入禁止品に指定されているもの

麻薬、偽造紙幣や証券、ポルノグラフィ、特許権等を侵略するもの

② 輸入貿易管理令により輸入承認等を要する品目

イ、通産大臣の輸入公表によって輸入割当を受けることを要する品目

ロ、特定の原因等から輸入する場合に通産大臣の輸入承認を要する品目。特定地域を船積地域とする鯨及びその調製品、特定国からのコーヒー、砂糖、生糸等

ハ、特殊決済方法に指定されている方法により輸入する場合、通産大臣の輸入承認を要するもの（ただし五百万円以下の場合には不要）

ニ、通産大臣等の事前確認を要する品目（通産大臣の事前確認があれば、輸入承認は不要である）

ホ、通関時に税関により特定の書類の確認を要する品目（特定の書類を税関に提出すれば、輸入承認は不要である）、特定の条件のもとに輸入するコーヒー、ココア、絹織物等

③ 輸入取引法により輸入取引承認を要する品目

中国を船積地とする絹織物

輸入には次の報告義務がある。

五百万円を超える輸入の場合には「輸入報告書」を為替銀行に

提出しなければならない。また、貨物の通関後に送金により代金を支払う場合には、通関の際「輸入貨物代金の支払いに関する報告書」を税関に提出し、税関の押印を受けなければならない。

词汇

規制(きせい) / 规定, 限制

取引(とりひき) / 交易

ノーハウ(know-how) / 技术知识, 技术诀窍

テクニック(technique) / 技术

実務(じつむ) / 实务

志(こころざ)す / 立志

最小限(さいしょうげん) / 最低限度

信用状(しんようじょう) / 信用证

コスト(cost) / 成本

採算(さいさん) / 核算

当事者(とうじしゃ) / 当事人

信用調査(しんようちょうさ) / 资信调查

相手国(あいてこく) / 对方国

契約(けいやく) / 合同

事項(じこう) / 事项

継続性(けいぞくせい) / 连续性

資金企画(しきんきかく) / 资金规划

製品検査(せいひんけんさ) / 产品检验

海上保険(かいじょうほけん) / 海上保险

運送危険品(うんそうきけんひん) / 运输危险品

許認可制度(きょにんかせいど) / 准许制度

関税(かんぜい) / 关税

諸税(しょぜい) / 各种税务
通貨(つうか) / 通货
為替(かわせ) / 外汇
貿易保険(ぼうえきほけん) / 贸易保险
仲介貿易(ちゅうかいぼうえき) / 中间贸易
与信度(よしんど) / 信贷限额
履行(りこう) / 履行
原則自由(げんそくじゆう) / 原则自由
外為法(がいいほう) / 外汇法
品目(ひんもく) / 品种, 清单
危険物(きけんぶつ) / 危险物
該当(がいとう)する / 符合条件
検討(けんとう)する / 研讨
デザイン(design)認定(にんてい) / 设计认定
シガレット・ライター(cigarette lighter) / 香烟打火机
決済(けっさい) / 结算
電子機器(でんしきき) / 电子机械
繊維(せんい) / 纤维
食糧(しょくりょう) / 粮食
文化財(ぶんかざい) / 文物
報告書(ほうこくしょ) / 报告书
申告書(しんこくしょ) / 申请书, 申报单
不要(ふよう) / 不需要
通関手続き(つうかんとつづき) / 报关手续
簡易化(かんいか)する / 简化
申請書(しんせいしょ) / 申请书
通産大臣(つうさんだいじん) / 通产大臣
特定貨物(とくていかもつ) / 特定货物

戦略物資(せんりゃくぶつし) / 战略物资

統制(とうせい) / 控制, 管制

ココム(COCOM/Coordinating Committee for Export Control) / 巴黎统筹
委员会

兵器(へいき) / 武器

高精度(こうせいど) / 高精度

工作機械(こうさくきかい) / 机床, 工作母机

需給(じゅきゅう) / 供求

秩序(ちつじょ) / 秩序

維持(いじ) / 维持

協定(きょうてい) / 协定

絶滅(ぜつめつ) / 灭绝

麻薬(まやく) / 毒品

国宝(こくほう) / 国宝

仕向国(しむけこく) / 目的地国

工業所有権(こうぎょうしゅゆうけん) / 工业产权

侵害(しんがい) / 侵害

添付(てんぷ) / 添上, 附上

添付書類(てんぷしょるい) / 附件

仕向地(しむけち) / 目的地

委託(いたく) / 委托

皮革(ひかく) / 皮革

原材料(げんざいりょう) / 原材料

勘定(かんじょう) / 结算, 付款

借記(しゃつき) / 借款记录

交互計算(こうごけいさん) / 交互计算, 往来计算

申告(しんこく) / 申报, 声明, 报告

前受金(まえうけきん) / 预收货款

受領(じゅりょう) / 领取, 领受
船積(ふなづ)み / 装船, 装货
小切手(こぎって) / 发票
手形(てがた) / 票据
約束手形(やくそくてがた) / 期票(= P/N)
債務(さいむ) / 债务
相殺(そうさい)する / 相抵, 抵销, 扣除
雑貨類(ざっかるい) / 杂货类
東南(とうなん)アジア(Asia) / 东南亚
アメリカ(America)合衆国(がっしゅうこく) / 美利坚合众国
後払(あとばら)い / 后付款, 赊购(= Deferred Payment)
D/P(Documents against Payment) / 付款交单
D/A(Documents against Acceptance) / 承兑交单
L/C(Letter of Credit) / 信用证
通産省(つうさんしょう) / 通产省
通産局(つうさんきょく) / 通产局
税関(ぜいかん) / 海关
受付所管(うけつけしょかん) / 主管申请受理部门
政令(せいれい) / (日本内阁)政令
省令(しょうれい) / (日本)省令
定率法(ていりつほう) / 定率法
偽造紙幣(ぎぞうしへい) / 伪钞
証券(しょうけん) / 证券
ポルノグラフィー(pornography) / 色情文学
特許権(とっきょけん) / 专利权
割当(わりあて) / 配额, 限额
原産地(げんさんち) / 原产地
鯨(くじら) / 鲸

調製品(ちょうせいひん) / 制品
生糸(きいと) / 生丝
事前(じぜん) / 事前
ココア(cocoa) / 可可
絹織物(きぬおりもの) / 丝织品
船積地(ふなづみち) / 装船地
押印(おういん) / 盖章

语法和句型

1. …ものだ;…ものではない

“もの”作为形式名词加断定助动词“だ”的用法之一是表示从道理、习惯、规则等方面说“应当”“应该”“要”，其否定形式是“不应”“不该”“不要”。

○ 今回の積送品にご満足いただけるものと存じます。

我们想贵方会对这批货物感到满意的。

○ 本ロットの貨物の損傷は船積みをする際に手荒く取り扱われたため、破損したものと思っております。

我方认为这批货物的货损是因为装船时胡乱搬运造成的。

○ 貿易実務についてのノーハウ、そのすべてを知らなければ貿易ができないというものではない。

并不是说不了解所有有关贸易实务的专业知识，就不能从事贸易。

2. …によって;…による

这是由格助词“に”加动词“よる”构成的惯用句型，“によって”起状语作用，“による”或作为连体修饰语，或作谓语。动词“よる”的汉

字可写作“因”“緣”“由”“依”“拠”等,它们的基本含义也离不开汉字的意思,视情况可译为“根据”“通过”“按照”“依照”“由于”等,连体修饰语可译成“由……造成的”“根据……所做的”。

- 本ロットの冷凍えびは船積み前にすでに青島商品検査局によって、検査済みです。

这批冻虾在装船前已由青岛商检局验讫。

- 双方は友好的な話し合いによって、今度の不祥事を解決したいと願っています。

希望双方通过友好协商解决这次不幸事故。

- 貨物の損傷は、運送途中の不注意な運搬によるものか、あるいは露天放置のため雨漏れによるものと思われます。

货物的损伤看来是由于运输途中不小心搬运或者露天放置遭雨淋造成的。

3. …にとって

接在体言下,举出某人某事作为评价的标准,即站在“にとって”前面的体言的立场上看问题,下文有何评价或结果。“对……”“对……来说”。

- これらの先進的技術は中国の発展にとって必要なものです。
这些先进技术对于中国的发展是必要的。

- 到着はシーズンに間に合わず、弊社にとって役に立たなくなってしまうです。

到达时赶不上季节,对敝公司来说就没有用了。

- 国際貿易を志すものにとって、最少限、信用状取引についての知識は欠かせない。

对于有志于从事国际贸易的人来说,最低限度有关信用证交易的知識是不可或缺的。

4. …について

在句中起复合助词的作用,接体言下,表示所谈论的问题或问题的范围。可以加副助词“は”加以提示,也可以加“の”构成连体修饰语。“关于”“对于”“就……”。

- この製品については、当社がアメリカより買入れの現物より10% 高いです。

本产品比我公司从美国购进的现货贵 10%。

- 国際貿易の基本知識について、まず、日本の輸出入に関する規制を知らなければならない。

关于国际贸易的基本知识,首先必须了解日本有关进出口的规定。

- 本件についてのご協力を感謝します。

感谢就这件事给予的合作。

5. …かどうか

接在用言终止型后,表示没有把握、疑惑或询问、试探等。“是否”之意。

- 貴社はたびたび契約を履行せず、期日通りに船積みできるかどうか知らないんです。

贵公司经常不履行合同,不知能否按时装运。

- 鍵となる問題は、メーカーが5 月中旬までに注文数量通りに作り出せるかどうかということです。

关键的问题是,厂家在5 月中旬前能否按定购数量生产出来。

- 法による輸出規制ではないが、運送危険物に該当しないかどうか検討することも大切である。

虽不是法律规定的出口限制,但重要的是研讨一下是否是运输危险品。

练习

1. 次の単語を中国語に訳しなさい。

ノーハウ	採算	為替	規制
検討する	シガレット・ライター		文化財
申告書	仕向地	相殺する	

2. 次の単語を日本語に訳しなさい。

最低限度	成本	产品检验	中间贸易
设计认定	灭绝	结算	期票
付款交单	色情刊物		

3. 次の _____ に適当な言葉を書き入れなさい。

① 国際貿易を志すものにとって、最小限、_____ についての知識は欠かせない。

② 電子機器や繊維製品などのように、輸出の _____、_____ が必要なものも多い。

③ 日本では、五百万円以下であれば、輸出 _____ も不要である。

④ 輸入も、輸出と同じように、外為法のもとに「_____」である。

⑤ 五百万円を超える輸入の場合には「輸入報告書」を _____ に提出しなければならない。

4. 次の質問に答えなさい。

① 輸出許可、承認を要する特定貨物はどんなものを指して言